

障害者(児)のための

手当制度

▼地域福祉課

☎2333512 FAX2333545

田原市障害者手当

【対象】田原市に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

7・11・3月の25日(原則)

【支給額】(月額)

■身体障害者手帳	
区分	支給額
1級	4,500円
2級	3,500円
3級	2,500円
4級	1,500円
5級	1,000円
6級	1,000円

■療育手帳	
区分	支給額
A判定	4,500円
B判定	2,500円
C判定	1,000円

■精神障害者保健福祉手帳	
区分	支給額
1級	4,500円
2級	2,500円
3級	1,000円

※平成28年8月分より身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者のうち、18歳以上の方で本人非課税の場合または18歳未満の方で世帯全員非課税の場合、月額500円が加算されます。

愛知県在宅重度障害者手当

【対象】次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～2級の該当者
 - ・療育手帳A判定(IQ35以下)の該当者
 - ・身体障害者手帳が3級で療育手帳がB判定(IQ50以下)の合併症者
- ※施設入所者・3か月以上継続して入院している方・65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
1種	15,500円
2種	6,750円

※所得により支給制限があります。

障害児福祉手当

【対象】次のすべてに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方

・障害を支給理由とした年金を受けていない方

・施設に入所していない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
A種	21,500円
B種	15,750円
C種	14,600円

※所得により支給制限があります。

特別障害者手当

【対象】次のすべてに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- ・施設に入所していない方
- ・継続して3か月以上の入院をしていない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

5・8・11・2月の10日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
A種	33,680円
B種	27,880円
C種	26,830円

※所得により支給制限があります。

特別児童扶養手当

【対象】

20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・11月の11日(原則)

【支給額】(月額)

区分	支給額
重度	51,500円
中度	34,300円

※所得により支給制限があります。